

# 日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

## 第2部 属性

<属性の記録>

セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料

## 第2章 体現形

#2.5 (出版表示) ~#2.9 (著作権日付)

2018年12月25日作成

2019年1月7日公開

2024年5月1日最終更新

\*問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会: ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

## 第 2 章 体現形 #2.5（出版表示）～#2.9（著作権日付）

### 目次

<#2.5～#2.9 出版表示、制作表示等>.....	10
#2.5 出版表示.....	10
#2.5.0 通則.....	10
#2.5.0.1 記録の範囲.....	10
#2.5.0.2 サブエレメント.....	10
#2.5.0.3 情報源.....	10
#2.5.0.4 記録の方法.....	10
#2.5.0.5 複製 .....	10
#2.5.0.6 変化 .....	10
#2.5.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物.....	10
#2.5.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略 .....	11
#2.5.0.6.2 更新資料 .....	11
#2.5.0.6.2 更新資料 任意省略.....	11
#2.5.1 出版地 .....	11
#2.5.1.1 記録の範囲・情報源.....	11
#2.5.1.1.1 記録の範囲.....	11
#2.5.1.1.2 情報源.....	11
#2.5.1.2 記録の方法.....	11
#2.5.1.2 記録の方法 任意省略 1 .....	12
#2.5.1.2 記録の方法 任意省略 2 .....	13
#2.5.1.2 記録の方法 任意追加 1 .....	13
#2.5.1.2 記録の方法 任意追加 2 .....	13
#2.5.1.2 記録の方法 別法 .....	13
#2.5.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1 .....	14
#2.5.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2 .....	14
#2.5.1.2A 和古書・漢籍.....	14
#2.5.1.2.1 複数の出版地 .....	15
#2.5.1.2.1 複数の出版地 別法 .....	15
#2.5.1.2.1A 和古書・漢籍.....	15
#2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地.....	15
#2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地 別法 1 .....	15
#2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地 別法 2 .....	15
#2.5.1.2.3 資料自体に表示されていない出版地 .....	15

#2.5.1.2.4 架空のまたは誤った出版地 .....	17
#2.5.1.2.4 架空のまたは誤った出版地 別法 .....	17
#2.5.1.3 変化 .....	17
#2.5.2 並列出版地 .....	17
#2.5.2.1 記録の範囲・情報源 .....	17
#2.5.2.1.1 記録の範囲 .....	17
#2.5.2.1.2 情報源 .....	17
#2.5.2.2 記録の方法 .....	17
#2.5.3 出版者 .....	17
#2.5.3.1 記録の範囲・情報源 .....	18
#2.5.3.1.1 記録の範囲 .....	18
#2.5.3.1.2 情報源 .....	18
#2.5.3.1.2 別法 .....	18
#2.5.3.2 記録の方法 .....	18
#2.5.3.2 記録の方法 任意省略 1 .....	18
#2.5.3.2 記録の方法 任意省略 2 .....	19
#2.5.3.2A 和古書・漢籍 .....	19
#2.5.3.2.1 役割を示す語句 .....	19
#2.5.3.2.1 役割を示す語句 任意追加 .....	19
#2.5.3.2.2 複数の出版者 .....	19
#2.5.3.2.2A 和古書・漢籍 .....	19
#2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者 .....	19
#2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者 別法 1 .....	19
#2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者 別法 2 .....	20
#2.5.3.2.4 特定できない出版者 .....	20
#2.5.3.2.5 架空のまたは誤った出版者 .....	20
#2.5.3.2.5 架空のまたは誤った出版者 別法 .....	20
#2.5.3.3 変化 .....	20
#2.5.4 並列出版者 .....	20
#2.5.4.1 記録の範囲・情報源 .....	20
#2.5.4.1.1 記録の範囲 .....	20
#2.5.4.1.2 情報源 .....	20
#2.5.4.2 記録の方法 .....	20
#2.5.5 出版日付 .....	21
#2.5.5.1 記録の範囲・情報源 .....	21
#2.5.5.1.1 記録の範囲 .....	21

#2.5.5.1.2 情報源.....	21
#2.5.5.1.2 情報源 別法 .....	21
#2.5.5.2 記録の方法.....	22
#2.5.5.2 記録の方法 任意省略 .....	22
#2.5.5.2 記録の方法 別法 .....	22
#2.5.5.2 記録の方法 別法 任意省略.....	23
#2.5.5.2 記録の方法 別法 任意追加.....	23
#2.5.5.2A 和古書・漢籍.....	23
#2.5.5.2B 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料.....	24
#2.5.5.2.1 単巻資料の特定できない出版日付.....	25
#2.5.5.2.2 架空のまたは誤った出版日付.....	25
#2.5.5.2.2 架空のまたは誤った出版日付 別法 .....	25
#2.6 頒布表示.....	25
#2.6.0 通則 .....	25
#2.6.0.1 記録の範囲.....	25
#2.6.0.2 サブエレメント.....	26
#2.6.0.3 情報源.....	26
#2.6.0.4 記録の方法.....	26
#2.6.0.5 複製 .....	26
#2.6.0.6 変化 .....	26
#2.6.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物.....	26
#2.6.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略 .....	26
#2.6.0.6.2 更新資料 .....	27
#2.6.0.6.2 更新資料 任意省略.....	27
#2.6.1 頒布地 .....	27
#2.6.1.1 記録の範囲・情報源.....	27
#2.6.1.1.1 記録の範囲.....	27
#2.6.1.1.2 情報源.....	27
#2.6.1.2 記録の方法.....	27
#2.6.1.2 記録の方法 任意省略 1 .....	28
#2.6.1.2 記録の方法 任意省略 2 .....	28
#2.6.1.2 記録の方法 任意追加 1 .....	28
#2.6.1.2 記録の方法 任意追加 2 .....	28
#2.6.1.2 記録の方法 別法 .....	29
#2.6.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1 .....	30
#2.6.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2 .....	30

#2.6.1.2.1 複数の頒布地 .....	30
#2.6.1.2.1 複数の頒布地 別法 .....	30
#2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地 .....	30
#2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地 別法 1 .....	30
#2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地 別法 2 .....	31
#2.6.1.2.3 資料自体に表示されていない頒布地 .....	31
#2.6.1.2.4 架空のまたは誤った頒布地 .....	32
#2.6.1.2.4 架空のまたは誤った頒布地 別法 .....	32
#2.6.1.3 変化 .....	32
#2.6.2 並列頒布地 .....	32
#2.6.2.1 記録の範囲・情報源 .....	32
#2.6.2.1.1 記録の範囲 .....	32
#2.6.2.1.2 情報源 .....	32
#2.6.2.2 記録の方法 .....	33
#2.6.3 頒布者 .....	33
#2.6.3.1 記録の範囲・情報源 .....	33
#2.6.3.1.1 記録の範囲 .....	33
#2.6.3.1.2 情報源 .....	33
#2.6.3.1.2 情報源 別法 .....	33
#2.6.3.2 記録の方法 .....	33
#2.6.3.2 記録の方法 任意省略 1 .....	34
#2.6.3.2 記録の方法 任意省略 2 .....	34
#2.6.3.2.1 役割を示す語句 .....	34
#2.6.3.2.1 役割を示す語句 任意追加 .....	34
#2.6.3.2.2 複数の頒布者 .....	34
#2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者 .....	34
#2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者 別法 1 .....	34
#2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者 別法 2 .....	34
#2.6.3.2.4 特定できない頒布者 .....	34
#2.6.3.2.5 架空のまたは誤った頒布者 .....	34
#2.6.3.2.5 架空のまたは誤った頒布者 別法 .....	35
#2.6.3.3 変化 .....	35
#2.6.4 並列頒布者 .....	35
#2.6.4.1 記録の範囲・情報源 .....	35
#2.6.4.1.1 記録の範囲 .....	35
#2.6.4.1.2 情報源 .....	35

#2.6.4.2 記録の方法.....	35
#2.6.5 頒布日付 .....	35
#2.6.5.1 記録の範囲・情報源.....	35
#2.6.5.1.1 記録の範囲.....	35
#2.6.5.1.2 情報源.....	35
#2.6.5.1.2 情報源 別法 .....	36
#2.6.5.2 記録の方法.....	36
#2.6.5.2 記録の方法 任意省略 .....	37
#2.6.5.2 記録の方法 別法 .....	37
#2.6.5.2 記録の方法 別法 任意省略.....	37
#2.6.5.2 記録の方法 別法 任意追加.....	38
#2.6.5.2A 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料.....	38
#2.6.5.2.1 単巻資料の特定できない頒布日付.....	39
#2.6.5.2.2 架空のまたは誤った頒布日付.....	39
#2.6.5.2.2 架空のまたは誤った頒布日付 別法 .....	39
#2.7 製作表示.....	39
#2.7.0 通則 .....	39
#2.7.0.1 記録の範囲.....	39
#2.7.0.2 サブエレメント.....	39
#2.7.0.3 情報源.....	39
#2.7.0.4 記録の方法.....	40
#2.7.0.5 複製 .....	40
#2.7.0.6 変化 .....	40
#2.7.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物.....	40
#2.7.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略 .....	40
#2.7.0.6.2 更新資料 .....	40
#2.7.0.6.2 更新資料 任意省略 .....	40
#2.7.1 製作地 .....	41
#2.7.1.1 記録の範囲・情報源.....	41
#2.7.1.1.1 記録の範囲.....	41
#2.7.1.1.2 情報源.....	41
#2.7.1.2 記録の方法.....	41
#2.7.1.2 記録の方法 任意省略 1 .....	42
#2.7.1.2 記録の方法 任意省略 2 .....	42
#2.7.1.2 記録の方法 任意追加 1 .....	42
#2.7.1.2 記録の方法 任意追加 2 .....	42

#2.7.1.2 記録の方法 別法 .....	42
#2.7.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1 .....	43
#2.7.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2 .....	43
#2.7.1.2.1 複数の製作地 .....	44
#2.7.1.2.1 複数の製作地 別法 .....	44
#2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地 .....	44
#2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地 別法 1 .....	44
#2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地 別法 2 .....	44
#2.7.1.2.3 資料自体に表示されていない製作地 .....	44
#2.7.1.2.4 架空のまたは誤った製作地 .....	46
#2.7.1.2.4 架空のまたは誤った製作地 別法 .....	46
#2.7.1.3 變化 .....	46
#2.7.2 並列製作地 .....	46
#2.7.2.1 記録の範囲・情報源 .....	46
#2.7.2.1.1 記録の範囲 .....	46
#2.7.2.1.2 情報源 .....	46
#2.7.2.2 記録の方法 .....	46
#2.7.3 製作者 .....	46
#2.7.3.1 記録の範囲・情報源 .....	46
#2.7.3.1.1 記録の範囲 .....	46
#2.7.3.1.2 情報源 .....	47
#2.7.3.1.2 情報源 別法 .....	47
#2.7.3.2 記録の方法 .....	47
#2.7.3.2 記録の方法 任意省略 1 .....	47
#2.7.3.2 記録の方法 任意省略 2 .....	47
#2.7.3.2.1 役割を示す語句 .....	47
#2.7.3.2.1 役割を示す語句 任意追加 .....	47
#2.7.3.2.2 複数の製作者 .....	47
#2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者 .....	48
#2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者 別法 1 .....	48
#2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者 別法 2 .....	48
#2.7.3.2.4 特定できない製作者 .....	48
#2.7.3.2.5 架空のまたは誤った製作者 .....	48
#2.7.3.2.5 架空のまたは誤った製作者 別法 .....	48
#2.7.3.3 變化 .....	48
#2.7.4 並列製作者 .....	48

#2.7.4.1 記録の範囲・情報源.....	48
#2.7.4.1.1 記録の範囲.....	48
#2.7.4.1.2 情報源.....	49
#2.7.4.2 記録の方法.....	49
#2.7.5 製作日付 .....	49
#2.7.5.1 記録の範囲・情報源.....	49
#2.7.5.1.1 記録の範囲.....	49
#2.7.5.1.2 情報源.....	49
#2.7.5.1.2 情報源 別法 .....	49
#2.7.5.2 記録の方法.....	50
#2.7.5.2 記録の方法 任意省略 .....	50
#2.7.5.2 記録の方法 別法 .....	50
#2.7.5.2 記録の方法 別法 任意省略.....	51
#2.7.5.2 記録の方法 別法 任意追加.....	51
#2.7.5.2A 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料.....	51
#2.7.5.2.1 単巻資料の特定できない製作日付.....	52
#2.7.5.2.2 架空のまたは誤った製作日付.....	52
#2.7.5.2.2 架空のまたは誤った製作日付 別法 .....	52
#2.8 非刊行物の制作表示 .....	53
#2.8.0 通則 .....	53
#2.8.0.1 記録の範囲.....	53
#2.8.0.2 サブエレメント.....	53
#2.8.0.3 情報源.....	53
#2.8.0.4 記録の方法.....	53
#2.8.0.5 複製 .....	53
#2.8.0.6 変化 .....	53
#2.8.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物.....	53
#2.8.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略 .....	54
#2.8.0.6.2 更新資料 .....	54
#2.8.0.6.2 更新資料 任意省略.....	54
#2.8.1 非刊行物の制作地 .....	54
#2.8.1.1 記録の範囲・情報源.....	54
#2.8.1.1.1 記録の範囲.....	54
#2.8.1.1.2 情報源.....	54
#2.8.1.2 記録の方法.....	54
#2.8.1.2 記録の方法 任意省略 1 .....	55

#2.8.1.2 記録の方法 任意省略 2 .....	55
#2.8.1.2 記録の方法 任意追加 1 .....	56
#2.8.1.2 記録の方法 任意追加 2 .....	56
#2.8.1.2 記録の方法 別法 .....	56
#2.8.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1 .....	57
#2.8.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2 .....	57
#2.8.1.2A 和古書・漢籍 .....	57
#2.8.1.2A 和古書・漢籍 別法 .....	57
#2.8.1.2.1 複数の制作地 .....	58
#2.8.1.2.1 複数の制作地 別法 .....	58
#2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地 .....	58
#2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地 別法 1 .....	58
#2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地 別法 2 .....	58
#2.8.1.2.3 資料自体に表示されていない制作地 .....	58
#2.8.1.2.4 架空のまたは誤った制作地 .....	60
#2.8.1.2.4 架空のまたは誤った制作地 別法 .....	60
#2.8.1.3 変化 .....	60
#2.8.2 非刊行物の並列制作地 .....	60
#2.8.2.1 記録の範囲・情報源 .....	60
#2.8.2.1.1 記録の範囲 .....	60
#2.8.2.1.2 情報源 .....	60
#2.8.2.2 記録の方法 .....	60
#2.8.3 非刊行物の制作者 .....	60
#2.8.3.1 記録の範囲・情報源 .....	60
#2.8.3.1.1 記録の範囲 .....	60
#2.8.3.1.2 情報源 .....	60
#2.8.3.2 記録の方法 .....	61
#2.8.3.2 記録の方法 任意省略 1 .....	61
#2.8.3.2 記録の方法 任意省略 2 .....	61
#2.8.3.2.1 役割を示す語句 .....	61
#2.8.3.2.1 役割を示す語句 任意追加 .....	61
#2.8.3.2.1A 和古書・漢籍 .....	61
#2.8.3.2.2 複数の制作者 .....	61
#2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者 .....	61
#2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者 別法 1 .....	61
#2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者 別法 2 .....	61

#2.8.3.2.4 特定できない制作者.....	62
#2.8.3.2.5 架空のまたは誤った制作者 .....	62
#2.8.3.2.5 架空のまたは誤った制作者 別法.....	62
#2.8.3.3 変化 .....	62
#2.8.4 非刊行物の並列制作者 .....	62
#2.8.4.1 記録の範囲・情報源.....	62
#2.8.4.1.1 記録の範囲.....	62
#2.8.4.1.2 情報源.....	62
#2.8.4.2 記録の方法.....	62
#2.8.5 非刊行物の制作日付 .....	62
#2.8.5.1 記録の範囲・情報源.....	63
#2.8.5.1.1 記録の範囲.....	63
#2.8.5.1.2 情報源.....	63
#2.8.5.2 記録の方法.....	63
#2.8.5.2 記録の方法 任意省略.....	63
#2.8.5.2 記録の方法 別法 .....	64
#2.8.5.2 記録の方法 別法 任意省略.....	64
#2.8.5.2 記録の方法 別法 任意追加.....	64
#2.8.5.2A 和古書・漢籍.....	65
#2.8.5.2B 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料.....	65
#2.8.5.2C 文書、コレクション .....	66
#2.8.5.2C 文書、コレクション 任意追加.....	66
#2.8.5.2.1 単巻資料の特定できない制作日付.....	67
#2.8.5.2.2 架空のまたは誤った制作日付 .....	67
#2.8.5.2.2 架空のまたは誤った制作日付 別法 .....	67
#2.9 著作権日付 .....	67
#2.9.1 記録の範囲・情報源 .....	67
#2.9.1.1 記録の範囲.....	67
#2.9.1.2 情報源.....	67
#2.9.2 記録の方法 .....	67
#2.9.2 記録の方法 任意追加.....	68

## &lt;#2.5～#2.9 出版表示、制作表示等&gt;

**#2.5 出版表示**

出版表示は、エレメントである。

**#2.5.0 通則****#2.5.0.1 記録の範囲**

刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、出版表示を記録する。非刊行物の制作に関する表示については、#2.8 に従って記録する。

初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）については、発売者および印刷者に関する表示を出版表示として扱う。

**#2.5.0.2 サブエレメント**

出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。

- a) 出版地（参照: #2.5.1 を見よ。）
- b) 並列出版地（参照: #2.5.2 を見よ。）
- c) 出版者（参照: #2.5.3 を見よ。）
- d) 並列出版者（参照: #2.5.4 を見よ。）
- e) 出版日付（参照: #2.5.5 を見よ。）

**#2.5.0.3 情報源**

出版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。

**#2.5.0.4 記録の方法**

出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）他の方法（コーディングや角がつこの使用など）で示す。

（参照: #2.41.5.2.1 を見よ。）

**#2.5.0.5 複製**

複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。

（参照: #43.3 を見よ。）

**#2.5.0.6 変化****#2.5.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物**

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

（参照: #2.41.5.2.7.1 を見よ。）

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版

者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.7.1 を見よ。)

#### #2.5.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略

出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.7.1 任意省略を見よ。)

#### #2.5.0.6.2 更新資料

更新資料の出版地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版地を注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.7.2 を見よ。)

更新資料の出版者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版者の名称を注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.7.2 を見よ。)

#### #2.5.0.6.2 更新資料 任意省略

出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.7.2 任意省略を見よ。)

#### #2.5.1 出版地

出版地は、出版表示のサブエレメントである。

出版地は、コア・エレメントである。複数の出版地が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。

##### #2.5.1.1 記録の範囲・情報源

###### #2.5.1.1.1 記録の範囲

出版地は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく場所（市町村名等）である。

###### #2.5.1.1.2 情報源

出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 出版者と同一の情報源（参照: #2.5.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

###### #2.5.1.2 記録の方法

出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。

市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示され

ている場合は、それを付加する。

ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。

北海道

(情報源の表示: 北海道)

横浜市

(情報源の表示: 横浜市)

Osaka City

(情報源の表示: Osaka City)

東京

(情報源の表示: 東京都文京区)

武藏野市 (東京都)

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

田原本町 (奈良県磯城郡)

(情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町)

Hayama, Kanagawa

(情報源の表示: Hayama, Kanagawa)

西宁市 (青海省)

(情報源の表示: 青海省西宁市)

파주시 (경기도)

(情報源の表示: 경기도파주시)

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

### #2.5.1.2 記録の方法　任意省略 1

市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。

「日本」という国名は、原則として記録しない。

Osaka

(情報源の表示: Osaka City)

武藏野 (東京都)

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

### #2.5.1.2 記録の方法 任意省略 2

出版地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されていても、市町村名等のみを記録する。

武蔵野

（情報源の表示：東京都武蔵野市。任意省略 1 も適用した例）

### #2.5.1.2 記録の方法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。

東京市本郷區曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

### #2.5.1.2 記録の方法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

美郷町 [秋田県]

美郷町 [島根県]

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

### #2.5.1.2 記録の方法 別法

出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。

\*市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する\*。

北海道

（情報源の表示：北海道）

横浜市

（情報源の表示：横浜市）

Osaka City

（情報源の表示：Osaka City）

東京都文京区

（情報源の表示：東京都文京区）

東京都武蔵野市

（情報源の表示：東京都武蔵野市）

奈良県磯城郡田原本町

（情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町）

Hayama, Kanagawa

（情報源の表示：Hayama, Kanagawa）

青海省西宁市

(情報源の表示: 青海省西宁市)

경기도파주시

(情報源の表示: 경기도파주시)

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

#### #2.5.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。

東京市本郷区曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.5.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

[秋田県] 美郷町

[島根県] 美郷町

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.5.1.2A 和古書・漢籍

和古書・漢籍については、資料自体に表示されている地名を記録する。当該の地名と同名の市町村名等が現代に存在する場合に、識別に必要なときは、その土地が所在する、出版時の都市名、国名を付加する。地名の別称が表示されている場合は、当時一般に用いられたものを付加する。記録する出版日付に対応するもののみを出版地として記録し、対応しないものは注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)

江戸

心斎橋 [大坂]

(出版時の都市名を付加)

洛陽 [京都]

(一般に用いられた都市名を付加)

#### #2.5.1.2.1 複数の出版地

複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。

(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)

#### #2.5.1.2.1 複数の出版地 別法

複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。\*日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する\*。

複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。

(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)

#### #2.5.1.2.1A 和古書・漢籍

複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。現代では同一の市町村等に含まれる複数の地名は、同一の出版地として扱う。

#### #2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地

出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。

#### #2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地 別法 1

\*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。

#### #2.5.1.2.2 複数の言語・文字種による出版地 別法 2

\*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。

#### #2.5.1.2.3 資料自体に表示されていない出版地

出版地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）他の方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。

##### a) 市町村名等が判明しているとき

判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等お

より（または）国名をあわせて記録する。

[名古屋市]

[名古屋]

[宮崎県美郷町]

[美郷町（宮崎県）]

[London]

b) 市町村名等を推定したとき

出版地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。

[八王子市?]

[八王子?]

[Paris?]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。

[京都府精華町?]

[精華町?（京都府）]

[München?, Bayern]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、出版地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および（または）国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっここの外に疑問符を付加する。

[宮崎県美郷町?]

[美郷町（宮崎県）?]

[Dublin, Ireland?]

c) 上位の地方自治体名等および（または）国名が判明しているとき

出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および（または）国名のみを記録する。

[大阪府]

[Australia]

d) 上位の地方自治体名等および（または）国名を推定したとき

上位の地方自治体名等および（または）国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。

[沖縄県?]

[Finland?]

e) 出版地が不明なとき

出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。

[出版地不明]

**#2.5.1.2.4 架空のまたは誤った出版地**

資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

**#2.5.1.2.4 架空のまたは誤った出版地 別法**

\*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

**#2.5.1.3 変化**

出版地の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。

**#2.5.2 並列出版地**

並列出版地は、出版表示のサブエレメントである。

**#2.5.2.1 記録の範囲・情報源**

**#2.5.2.1.1 記録の範囲**

並列出版地は、出版地として記録したものと異なる言語および（または）文字種による出版地である。

**#2.5.2.1.2 情報源**

並列出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 出版地と同一の情報源（参照: #2.5.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

**#2.5.2.2 記録の方法**

並列出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。

複数の並列出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

**#2.5.3 出版者**

出版者は、出版表示のサブエレメントである。

出版者は、コア・エレメントである。複数の出版者が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。

### #2.5.3.1 記録の範囲・情報源

#### #2.5.3.1.1 記録の範囲

出版者は、刊行物の出版、発行、公開に責任を有する個人・家族・団体の名称である。

その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。

##### The Author

録音資料のレーベル名（商標名）は、原則として出版者として扱わず、発売番号とともに体現形の識別子として扱うか、シリーズ表示として扱う。ただし、情報源に発行者等が表示されていない場合に、レーベル名が表示されているときは、レーベル名を出版者として扱う。

（参照：体現形の識別子については、#2.34 を見よ。シリーズ表示については、#2.10 を見よ。）

#### #2.5.3.1.2 情報源

出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

#### #2.5.3.1.2 情報源 別法

出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 奥付
- b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- c) 背・表紙またはカバー
- d) キャプション
- e) 資料自体の他の情報源（参照：#2.0.2.2.1.4 を見よ。）
- f) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）\*

#### #2.5.3.2 記録の方法

出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。

（参照：出版者の関連については、#44.3.1 を見よ。）

#### #2.5.3.2 記録の方法 任意省略 1

出版者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号（...）は記録しない。

### #2.5.3.2 記録の方法　任意省略 2

法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。

#### #2.5.3.2A 和古書・漢籍

和古書・漢籍の出版者については、資料自体に表示されている名称を記録する。個人名のみの場合はそれを記録し、屋号のあるものは屋号に続けて姓名の表示等を記録する。記録する出版日付に対応するものを出版者として記録し、対応しないものは注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)

#### #2.5.3.2.1 役割を示す語句

単に出版を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。

Society for Japanese Arts in association with Hotei Publishing

Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute

(情報源の表示: First published in 2013 by Palgrave Macmillan on behalf of  
the British Film Institute)

#### #2.5.3.2.1 役割を示す語句　任意追加

出版者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

#### #2.5.3.2.2 複数の出版者

複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.5.3.2.2A 和古書・漢籍

和古書・漢籍については、出版地ごとに出版者を記録する。一つの出版地に複数の出版者が表示されている場合は、顕著なもの、最後のもの、その他のものの順で記録する。省略して記録する場合は「ほか」と付加し、記録しなかった出版者は必要に応じて注記する。

(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)

#### #2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者

出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。

#### #2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者　別法 1

\*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。

### #2.5.3.2.3 複数の言語・文字種による出版者 別法 2

\*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。

### #2.5.3.2.4 特定できない出版者

出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「出版者不明」または「publisher not identified」と記録する。

[出版者不明]

### #2.5.3.2.5 架空のまたは誤った出版者

資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。

(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

### #2.5.3.2.5 架空のまたは誤った出版者 別法

\*資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

### #2.5.3.3 変化

出版者の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。

### #2.5.4 並列出版者

並列出版者は、出版表示のサブエレメントである。

#### #2.5.4.1 記録の範囲・情報源

##### #2.5.4.1.1 記録の範囲

並列出版者は、出版者として記録したものと異なる言語および（または）文字種による出版者の名称である。

##### #2.5.4.1.2 情報源

並列出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 出版者と同一の情報源（参照: #2.5.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

#### #2.5.4.2 記録の方法

並列出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。

複数の並列出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

## #2.5.5 出版日付

出版日付は、出版表示のサブエレメントである。

出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、データ作成機関が優先する暦によるものが、コア・エレメントである。

### #2.5.5.1 記録の範囲・情報源

#### #2.5.5.1.1 記録の範囲

出版日付は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく日付である。記述対象とした体現形の出版、発行、公開に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。

1979.4.15

(情報源の表示は、次のとおりであり、改訂版第1刷に該当する日付を採用)

昭和 49 年 6 月 30 日第 1 版第 1 刷発行

昭和 53 年 5 月 15 日第 1 版第 5 刷発行

昭和 54 年 4 月 15 日改訂版第 1 刷発行

昭和 57 年 6 月 1 日改訂版第 7 刷発行

#### #2.5.5.1.2 情報源

出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の出版日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.5.5.1.2 情報源別法

出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 奥付
- b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- c) 背・表紙またはカバー
- d) キャプション
- e) 資料自体の他の情報源（参照: #2.0.2.2.1.4 を見よ。）
- f) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）\*

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および

(または) 終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.5.5.2 記録の方法

出版日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。

2015.9.1

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

1985.6.30

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

2000.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009.10.4

(情報源の表示: 2009 October 4)

1981.6

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

#### #2.5.5.2 記録の方法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008.5

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

2000

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.5.5.2 記録の方法 別法

\*出版日付は、#2.5.0.4 に従って、情報源に表示されている日付を記録する\*。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。

平成 27 年 9 月 1 日

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

昭和 60 年 6 月 30 日

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

平成元年 3 月 3 日

(情報源の表示: 平成元年三月三日)

平成 12.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 October 4

(情報源の表示: 2009 October 4)

June 1981

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

\*情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する\*。

平成 12 年

2000 年

(情報源に和暦と西暦の双方で出版年が表示されている場合)

#### #2.5.5.2 記録の方法 別法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008 年 5 月

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

平成 12

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 年

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.5.5.2 記録の方法 別法 任意追加

情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付に対応する西暦の日付を付加し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ）の使用など）で示す。

平成 3 年 [1991]

民國 104 年 1 月 [2015]

#### #2.5.5.2A 和古書・漢籍

和古書・漢籍については、資料自体に表示されている日付が、その出版日付として適切な場合は、表示されるとおりに記録する。西暦によって表示されていない場合は、西暦に置き換えた日付を付加する。

和古書・漢籍の刊行年については、「刊」という用語を付加する。

天保 2 年 [1831] 刊

光緒 8 年 [1882] [刊]

(情報源に「刊」の表示がない場合)

刊行年とは別に印行年が判明した場合は、「印」という用語を付加し丸がっこに入れ

て、刊行年に続けて記録する。印行年のみが判明した場合は、「印」という用語を付加する。

寛政 4 年 [1792] [刊] (文化 5 年 [1808] [印])

嘉永 5 年 [1852] [印]

刊行年、印行年の判別ができない場合は、年のみを記録する。

承応 3 年 [1654]

(刊行年か印行年か不明)

干支による表記は、相当する元号と年数によるその国の紀年に読み替えて記録する。干支による表記は、必要に応じて注記する。読み替えできない場合は、推定の出版日付として扱う。

(参照: #2.41.5.2.4 を見よ。)

寛政 4 年 [1792]

(情報源の表示: 寛政壬子)

推定の出版日付を記録する場合は、元号と年数によるその国の紀年と西暦年をともに記録する。西暦年を付加する場合は、丸がっこに入れて記録する。

[元禄 5 年 (1692)]

出版日付および序文、跋文等に表示された日付がないか、または表示されている情報が記録するのに適切でない場合は、おおよその出版年代を推定して記録する。

[江戸後期]

[安政年間]

### #2.5.5.2B 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。

2000-

刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。

1959-1961

-1999

(最初のイテレーションが入手不可)

更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。

1968-1973 [1974 更新]

1990-1995 [updated 1999]

(入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)

全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に出版されている場合は、その年を記録する。

1980

初巻、初号、最初のイテレーションおよび（または）終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。

[2010]-

（入手できた最も古い号の出版日付から推定）

1985-[1999]

（終号は入手不可だが、終号の出版日付の情報が判明）

[1992-2001]

（初号も終号も入手不可だが、初号と終号の出版日付の情報がそれぞれ判明）

出版日付が推定できない場合は、記録しない。

#### #2.5.5.2.1 単巻資料の特定できない出版日付

単巻資料の出版日付を特定できない場合は、推定の出版日付を、#1.10.10.5に従って記録する。

[1975]

[1975?]

[1970頃]

[1970年代]

[2000から2009の間]

出版日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で、「出版日付不明」または「date of publication not identified」と記録する。

[出版日付不明]

#### #2.5.5.2.2 架空のまたは誤った出版日付

資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。

（参照：#2.41.5.2.2 を見よ。）

#### #2.5.5.2.2 架空のまたは誤った出版日付 別法

\*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する\*。

（参照：#2.41.5.2.2 を見よ。）

### #2.6 頒布表示

頒布表示は、エレメントである。

#### #2.6.0 通則

##### #2.6.0.1 記録の範囲

刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、頒布表示を

記録する。初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）の発売に関する表示については、#2.5～#2.5.5.2.2 別法に従って記録する。

#### #2.6.0.2 サブエレメント

頒布表示には、次のサブエレメントがある。

- a) 頒布地（参照: #2.6.1 を見よ。）
- b) 並列頒布地（参照: #2.6.2 を見よ。）
- c) 頒布者（参照: #2.6.3 を見よ。）
- d) 並列頒布者（参照: #2.6.4 を見よ。）
- e) 頒布日付（参照: #2.6.5 を見よ。）

#### #2.6.0.3 情報源

頒布表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。

#### #2.6.0.4 記録の方法

頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

（参照: #2.41.6.2.1 を見よ。）

#### #2.6.0.5 複製

複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。

（参照: #43.3 を見よ。）

#### #2.6.0.6 変化

##### #2.6.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

（参照: #2.41.6.2.4.1 を見よ。）

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上ののみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

（参照: #2.41.6.2.4.1 を見よ。）

##### #2.6.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物　任意省略

頒布地の変化や、頒布者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

（参照: #2.41.6.2.4.1 任意省略を見よ。）

### #2.6.0.6.2 更新資料

更新資料の頒布地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の頒布地を注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.4.2 を見よ。)

更新資料の頒布者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の頒布者の名称を注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.4.2 を見よ。)

### #2.6.0.6.2 更新資料 任意省略

頒布地の変化や、頒布者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.4.2 任意省略を見よ。)

### #2.6.1 頒布地

頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。

#### #2.6.1.1 記録の範囲・情報源

##### #2.6.1.1.1 記録の範囲

頒布地は、刊行物の頒布、発売と結びつく場所（市町村名等）である。

##### #2.6.1.1.2 情報源

頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 頒布者と同一の情報源（参照: #2.6.3.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

##### #2.6.1.2 記録の方法

頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。

市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。

ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。

北海道

（情報源の表示: 北海道）

横浜市

（情報源の表示: 横浜市）

Osaka

（情報源の表示: Osaka City）

東京

（情報源の表示: 東京都文京区）

武藏野市（東京都）

（情報源の表示：東京都武藏野市）

田原本町（奈良県磯城郡）

（情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町）

Hayama, Kanagawa

（情報源の表示：Hayama, Kanagawa）

西宁市（青海省）

（情報源の表示：青海省西宁市）

파주시（경기도）

（情報源の表示：경기도파주시）

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

#### #2.6.1.2 記録の方法 任意省略 1

市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。

「日本」という国名は、原則として記録しない。

Osaka

（情報源の表示：Osaka City）

武藏野（東京都）

（情報源の表示：東京都武藏野市）

#### #2.6.1.2 記録の方法 任意省略 2

頒布地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。

武藏野

（情報源の表示：東京都武藏野市。任意省略 1 も適用した例）

#### #2.6.1.2 記録の方法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて頒布地として記録する。

東京市本郷区曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.6.1.2 記録の方法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体

名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

美郷町 [秋田県]

美郷町 [島根県]

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.6.1.2 記録の方法 別法

頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。

\*市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する\*。

北海道

（情報源の表示：北海道）

横浜市

（情報源の表示：横浜市）

Osaka City

（情報源の表示：Osaka City）

東京都文京区

（情報源の表示：東京都文京区）

東京都武蔵野市

（情報源の表示：東京都武蔵野市）

奈良県磯城郡田原本町

（情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町）

Hayama, Kanagawa

（情報源の表示：Hayama, Kanagawa）

青海省西宁市

（情報源の表示：青海省西宁市）

경기도파주시

（情報源の表示：경기도파주시）

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

## V Praze

### #2.6.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて頒布地として記録する。

東京市本郷區曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

### #2.6.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

[秋田県] 美郷町

[島根県] 美郷町

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

### #2.6.1.2.1 複数の頒布地

複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。

（参照：#2.6.3.2.2 を見よ。）

### #2.6.1.2.1 複数の頒布地 別法

複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。<sup>\*</sup>日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する<sup>\*</sup>。

複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。

（参照：#2.6.3.2.2 を見よ。）

### #2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地

頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。

### #2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地 別法 1

\*頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する<sup>\*</sup>。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。

### #2.6.1.2.2 複数の言語・文字種による頒布地 別法 2

\*頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。

### #2.6.1.2.3 資料自体に表示されていない頒布地

頒布地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

#### a) 市町村名等が判明しているとき

判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

[名古屋市]

[名古屋]

[宮崎県美郷町]

[美郷町（宮崎県）]

[London]

#### b) 市町村名等を推定したとき

頒布地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。

[八王子市?]

[八王子?]

[Paris?]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、頒布地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。

[京都府精華町?]

[精華町?（京都府）]

[München?, Bayern]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、頒布地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および（または）国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっこ以外に疑問符を付加する。

[宮崎県美郷町?]

[美郷町（宮崎県）?]

[Dublin, Ireland?]

- c) 上位の地方自治体名等および（または）国名が判明しているとき  
頒布地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および（または）国名のみを記録する。

[大阪府]

[Australia]

- d) 上位の地方自治体名等および（または）国名を推定したとき  
上位の地方自治体名等および（または）国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。

[沖縄県?]

[Finland?]

- e) 頒布地が不明なとき  
頒布地が推定できない場合は、「頒布地不明」または「Place of distribution not identified」と記録する。

[頒布地不明]

#### #2.6.1.2.4 架空のまたは誤った頒布地

資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

#### #2.6.1.2.4 架空のまたは誤った頒布地 別法

\*資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

#### #2.6.1.3 変化

頒布地の変化については、#2.6.0.6 に従って記録する。

#### #2.6.2 並列頒布地

並列頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。

#### #2.6.2.1 記録の範囲・情報源

##### #2.6.2.1.1 記録の範囲

並列頒布地は、頒布地として記録したものと異なる言語および（または）文字種による頒布地である。

##### #2.6.2.1.2 情報源

並列頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 頒布地と同一の情報源（参照: #2.6.1.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）

- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

### #2.6.2.2 記録の方法

並列頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。

複数の並列頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

### #2.6.3 頒布者

頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。

#### #2.6.3.1 記録の範囲・情報源

##### #2.6.3.1.1 記録の範囲

頒布者は、刊行物の頒布、発売に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。

*Bookseller in ordinary to His Majesty*

民国以降、中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については、発行者を頒布者として取り扱う。

##### #2.6.3.1.2 情報源

頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

##### #2.6.3.1.2 情報源 別法

頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 奥付
- b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- c) 背・表紙またはカバー
- d) キャプション
- e) 資料自体の他の情報源（参照: #2.0.2.2.1.4 を見よ。）
- f) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）\*

##### #2.6.3.2 記録の方法

頒布者は、#2.6.0.4 に従って記録する。

（参照：頒布者の関連については、#44.3.2 を見よ。）

### #2.6.3.2 記録の方法　任意省略 1

頒布者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。

### #2.6.3.2 記録の方法　任意省略 2

法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。

#### #2.6.3.2.1 役割を示す語句

頒布者の役割を示す語句は、情報源に表示されるとおりに記録する。

For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office

Marketed and distributed by Times Group Books

#### #2.6.3.2.1 役割を示す語句　任意追加

頒布者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

#### #2.6.3.2.2 複数の頒布者

複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者

頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。

#### #2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者 別法 1

\*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。

#### #2.6.3.2.3 複数の言語・文字種による頒布者 別法 2

\*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。

#### #2.6.3.2.4 特定できない頒布者

頒布者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「頒布者不明」または「distributor not identified」と記録する。

[頒布者不明]

#### #2.6.3.2.5 架空のまたは誤った頒布者

資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、ま

たは説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

#### #2.6.3.2.5 架空のまたは誤った頒布者 別法

\*資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がつこの使用など）で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

#### #2.6.3.3 変化

頒布者の変化については、#2.6.0.6 に従って記録する。

#### #2.6.4 並列頒布者

並列頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。

##### #2.6.4.1 記録の範囲・情報源

###### #2.6.4.1.1 記録の範囲

並列頒布者は、頒布者として記録したものと異なる言語および（または）文字種による頒布者の名称である。

###### #2.6.4.1.2 情報源

並列頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 頒布者と同一の情報源（参照: #2.6.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

###### #2.6.4.2 記録の方法

並列頒布者は、#2.6.0.4 に従って記録する。

複数の並列頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.6.5 頒布日付

頒布日付は、頒布表示のサブエレメントである。

##### #2.6.5.1 記録の範囲・情報源

###### #2.6.5.1.1 記録の範囲

頒布日付は、刊行物の頒布、発売と結びつく日付である。記述対象とした体現形の頒布、発売に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。

###### #2.6.5.1.2 情報源

頒布日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の頒布日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.6.5.1.2 情報源 別法

頒布日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、頒布日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 奥付
- b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- c) 背・表紙またはカバー
- d) キャプション
- e) 資料自体の他の情報源（参照：#2.0.2.2.1.4 を見よ。）
- f) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）\*

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の出版日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.6.5.2 記録の方法

頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、頒布日付を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。

2015.9.1

（情報源の表示：平成 27 年 9 月 1 日）

1985.6.30

（情報源の表示：昭和六十年六月三十日）

2000.5

（情報源の表示：平成 12.5）

2009.10.4

（情報源の表示：2009 October 4）

1981.6

（情報源の表示：June 1981）

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

#### #2.6.5.2 記録の方法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008.5

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

2000

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.6.5.2 記録の方法 別法

\*頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、#2.6.0.4 に従って、情報源に表示されている頒布日付を記録する\*。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。

平成 27 年 9 月 1 日

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

昭和 60 年 6 月 30 日

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

平成元年 3 月 3 日

(情報源の表示: 平成元年三月三日)

平成 12.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 October 4

(情報源の表示: 2009 October 4)

June 1981

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

\*情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する\*。

平成 12 年

2000 年

(情報源に和暦と西暦の双方で頒布年が表示されている場合)

#### #2.6.5.2 記録の方法 別法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008 年 5 月

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

平成 12

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 年

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.6.5.2 記録の方法 別法 任意追加

情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付に対応する西暦の日付を付加し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

平成 3 年 [1991]

民國 104 年 1 月 [2015]

#### #2.6.5.2A 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。

2000-

頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの頒布日付を記録する。

1959-1961

-1999

(最初のイテレーションが入手不可)

更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。

1968-1973 [1974 更新]

1990-1995 [updated 1999]

(入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)

全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に頒布されている場合は、その年を記録する。

1980

初巻、初号、最初のイテレーションおよび（または）終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の頒布日付を#1.10.10.5 に従って記録する。

[2010]-

(入手できた最も古い号の頒布日付から推定)

1985-[1999]

(終号は入手不可だが、終号の頒布日付の情報が判明)

[1992-2001]

(初号も終号も入手不可だが、初号と終号の頒布日付の情報がそれぞれ判明)

頒布日付が推定できない場合は、記録しない。

### #2.6.5.2.1 単巻資料の特定できない頒布日付

単巻資料の頒布日付を特定できない場合は、推定の頒布日付を、#1.10.10.5 に従って記録する。

[1975]

[1975?]

[1970 頃]

[1970 年代]

[2000 から 2009 の間]

頒布日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で、「頒布日付不明」または「date of distribution not identified」と記録する。

[頒布日付不明]

### #2.6.5.2.2 架空のまたは誤った頒布日付

資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

### #2.6.5.2.2 架空のまたは誤った頒布日付 別法

\*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)

## #2.7 製作表示

製作表示は、エレメントである。

### #2.7.0 通則

#### #2.7.0.1 記録の範囲

刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）の印刷に関する表示については、#2.5～#2.5.5.2.2 別法に従って記録する。

#### #2.7.0.2 サブエレメント

製作表示には、次のサブエレメントがある。

- 製作地（参照: #2.7.1 を見よ。）
- 並列製作地（参照: #2.7.2 を見よ。）
- 製作者（参照: #2.7.3 を見よ。）
- 並列製作者（参照: #2.7.4 を見よ。）
- 製作日付（参照: #2.7.5 を見よ。）

#### #2.7.0.3 情報源

製作表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。

#### #2.7.0.4 記録の方法

製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

（参照：#2.41.7.2.1 を見よ。）

#### #2.7.0.5 複製

複製については、原資料の製作表示ではなく、複製自体の表示を製作表示として記録する。原資料の製作表示は、関連する体現形の製作表示として記録する。

（参照：#43.3 を見よ。）

#### #2.7.0.6 変化

##### #2.7.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

（参照：#2.41.7.2.4.1 を見よ。）

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、著者の名称が変化したか、または著者が他の著者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。著者の変化が表示上ののみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

（参照：#2.41.7.2.4.1 を見よ。）

##### #2.7.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物　任意省略

製作地の変化や、著者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

（参照：#2.41.7.2.4.1 任意省略を見よ。）

##### #2.7.0.6.2 更新資料

更新資料の製作地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の製作地を注記として記録する。

（参照：#2.41.7.2.4.2 を見よ。）

更新資料の著者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の著者の名称を注記として記録する。

（参照：#2.41.7.2.4.2 を見よ。）

##### #2.7.0.6.2 更新資料　任意省略

製作地の変化や、著者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.7.2.4.2 任意省略を見よ。)

### #2.7.1 製作地

製作地は、製作表示のサブエレメントである。

#### #2.7.1.1 記録の範囲・情報源

##### #2.7.1.1.1 記録の範囲

製作地は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく場所（市町村名等）である。

##### #2.7.1.1.2 情報源

製作地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 製作者と同一の情報源（参照: #2.7.3.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

#### #2.7.1.2 記録の方法

製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。

市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。

ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。

北海道

（情報源の表示: 北海道）

横浜市

（情報源の表示: 横浜市）

Osaka City

（情報源の表示: Osaka City）

東京

（情報源の表示: 東京都文京区）

武藏野市（東京都）

（情報源の表示: 東京都武藏野市）

田原本町（奈良県磯城郡）

（情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町）

Hayama, Kanagawa

（情報源の表示: Hayama, Kanagawa）

西宁市（青海省）

（情報源の表示: 青海省西宁市）

파주시（경기도）

（情報源の表示: 경기도파주시）

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana  
Edinburgh, Scotland  
Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines  
Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

#### #2.7.1.2 記録の方法 任意省略 1

市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。

「日本」という国名は、原則として記録しない。

Osaka

(情報源の表示: Osaka City)

武蔵野（東京都）

(情報源の表示: 東京都武蔵野市)

#### #2.7.1.2 記録の方法 任意省略 2

製作地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。

武蔵野

(情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略 1 も適用した例)

#### #2.7.1.2 記録の方法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。

東京市本郷區曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.7.1.2 記録の方法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

美郷町 [秋田県]

美郷町 [島根県]

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.7.1.2 記録の方法 別法

製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。

\*市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する\*。

北海道

(情報源の表示: 北海道)

横浜市

(情報源の表示: 横浜市)

Osaka City

(情報源の表示: Osaka City)

東京都文京区

(情報源の表示: 東京都文京区)

東京都武藏野市

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

奈良県磯城郡田原本町

(情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町)

Hayama, Kanagawa

(情報源の表示: Hayama, Kanagawa)

青海省西宁市

(情報源の表示: 青海省西宁市)

경기도파주시

(情報源の表示: 경기도파주시)

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

#### #2.7.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。

東京市本郷區曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.7.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

[秋田県] 美郷町

[島根県] 美郷町

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.7.1.2.1 複数の製作地

複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。

(参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)

#### #2.7.1.2.1 複数の製作地 別法

複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。\*日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する\*。

複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。

(参照: #2.7.3.2.2 を見よ。)

#### #2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地

製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。

#### #2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地 別法 1

\*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。

#### #2.7.1.2.2 複数の言語・文字種による製作地 別法 2

\*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。

#### #2.7.1.2.3 資料自体に表示されていない製作地

製作地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）他の方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。

##### a) 市町村名等が判明しているとき

判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

[名古屋市]

[名古屋]

[宮崎県美郷町]

[美郷町 (宮崎県)]

[London]

b) 市町村名等を推定したとき

製作地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。

[八王子市?]

[八王子?]

[Paris?]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、製作地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。

[京都府精華町?]

[精華町? (京都府)]

[München?, Bayern]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、製作地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および（または）国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっここの外に疑問符を付加する。

[宮崎県美郷町?]

[美郷町 (宮崎県)?]

[Dublin, Ireland?]

c) 上位の地方自治体名等および（または）国名が判明しているとき

製作地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および（または）国名のみを記録する。

[大阪府]

[Australia]

d) 上位の地方自治体名等および（または）国名を推定したとき

上位の地方自治体名等および（または）国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。

[沖縄県?]

[Finland?]

e) 製作地が不明なとき

製作地が推定できない場合は、「製作地不明」または「Place of manufacture not identified」と記録する。

[製作地不明]

#### #2.7.1.2.4 架空のまたは誤った製作地

資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

#### #2.7.1.2.4 架空のまたは誤った製作地 別法

\*資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

#### #2.7.1.3 変化

製作地の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。

### #2.7.2 並列製作地

並列製作地は、製作表示のサブエレメントである。

#### #2.7.2.1 記録の範囲・情報源

##### #2.7.2.1.1 記録の範囲

並列製作地は、製作地として記録したものと異なる言語および（または）文字種による製作地である。

##### #2.7.2.1.2 情報源

並列製作地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 製作地と同一の情報源（参照: #2.7.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

#### #2.7.2.2 記録の方法

並列製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。

複数の並列製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

### #2.7.3 製作者

製作者は、製作表示のサブエレメントである。

#### #2.7.3.1 記録の範囲・情報源

##### #2.7.3.1.1 記録の範囲

製作者は、刊行物の印刷、複写、成型等に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。

Harrison & sons, printers in ordinary to Her Majesty

### #2.7.3.1.2 情報源

製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

### #2.7.3.1.2 情報源 別法

製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 奥付
- b) タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- c) 背・表紙またはカバー
- d) キャプション
- e) 資料自体の他の情報源（参照：#2.0.2.2.1.4 を見よ。）
- f) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）\*

### #2.7.3.2 記録の方法

製作者は、#2.7.0.4 に従って記録する。

（参照：製作者の関連については、#44.3.3 を見よ。）

### #2.7.3.2 記録の方法 任意省略 1

製作者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号（...）は記録しない。

### #2.7.3.2 記録の方法 任意省略 2

法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号（...）は記録しない。

#### #2.7.3.2.1 役割を示す語句

製作者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。

Manufactured and marketed by Universal Music Classics

#### #2.7.3.2.1 役割を示す語句 任意追加

製作者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

#### #2.7.3.2.2 複数の製作者

複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

### #2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者

製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。

### #2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者 別法 1

\*製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。

### #2.7.3.2.3 複数の言語・文字種による製作者 別法 2

\*製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。

### #2.7.3.2.4 特定できない製作者

製作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「製作者不明」または「manufacturer not identified」と記録する。

[製作者不明]

### #2.7.3.2.5 架空のまたは誤った製作者

資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

### #2.7.3.2.5 架空のまたは誤った製作者 別法

\*資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

### #2.7.3.3 変化

製作者の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。

### #2.7.4 並列製作者

並列製作者は、製作表示のサブエレメントである。

#### #2.7.4.1 記録の範囲・情報源

##### #2.7.4.1.1 記録の範囲

並列製作者は、製作者として記録したものと異なる言語および（または）文字種による製作者の名称である。

### #2.7.4.1.2 情報源

並列製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 製作者と同一の情報源（参照：#2.7.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

### #2.7.4.2 記録の方法

並列製作者は、#2.7.0.4 に従って記録する。

複数の並列製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

### #2.7.5 製作日付

製作日付は、製作表示のサブエレメントである。

#### #2.7.5.1 記録の範囲・情報源

##### #2.7.5.1.1 記録の範囲

製作日付は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく日付である。記述対象とした体現形の印刷、複写、成型等に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。

##### #2.7.5.1.2 情報源

製作日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の製作日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

##### #2.7.5.1.2 情報源 別法

製作日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

\*ただし、ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物、和古書・漢籍を除く）については、製作日付は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 奥付
- タイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード
- 背・表紙またはカバー
- キャプション
- 資料自体の他の情報源（参照：#2.0.2.2.1.4 を見よ。）

f) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）\*

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の出版日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.7.5.2 記録の方法

製作日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。

2015.9.1

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

1985.6.30

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

2000.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009.10.4

(情報源の表示: 2009 October 4)

1981.6

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

#### #2.7.5.2 記録の方法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008.5

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

2000

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.7.5.2 記録の方法 別法

\*製作日付は、#2.7.0.4 に従って、情報源に表示されている日付を記録する\*。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。

平成 27 年 9 月 1 日

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

昭和 60 年 6 月 30 日

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

平成元年 3 月 3 日

(情報源の表示: 平成元年三月三日)

平成 12.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 October 4

(情報源の表示: 2009 October 4)

June 1981

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

\*情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する\*。

平成 12 年

2000 年

(情報源に和暦と西暦の双方で製作年が表示されている場合)

#### #2.7.5.2 記録の方法 別法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008 年 5 月

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

平成 12

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009 年

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

#### #2.7.5.2 記録の方法 別法 任意追加

情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付に対応する西暦の日付を付加し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

平成 3 年 [1991]

民國 104 年 1 月 [2015]

#### #2.7.5.2A 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。

2000-

製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの製作日付を記録する。

1959-1961

-1999

(最初のイテレーションが入手不可)

更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。

1968-1973 [1974 更新]

1990-1995 [updated 1999]

(入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)

全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に製作されている場合は、その年を記録する。

1980

初巻、初号、最初のイテレーションおよび（または）終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の製作日付を#1.10.10.5 に従って記録する。

[2010]-

(入手できた最も古い号の製作日付から推定)

1985-[1999]

(終号は入手不可だが、終号の製作日付の情報が判明)

[1992-2001]

(初号も終号も入手不可だが、初号と終号の製作日付の情報がそれぞれ判明)

製作日付が推定できない場合は、記録しない。

#### #2.7.5.2.1 単巻資料の特定できない製作日付

単巻資料の製作日付を特定できない場合は、推定の製作日付を、#1.10.10.5 に従って記録する。

[1975]

[1975?]

[1970頃]

[1970年代]

[2000から2009の間]

製作日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がつこの使用など）で、「製作日付不明」または「date of manufacture not identified」と記録する。

[製作日付不明]

#### #2.7.5.2.2 架空のまたは誤った製作日付

資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

#### #2.7.5.2.2 架空のまたは誤った製作日付 別法

\*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の

日付を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)

## #2.8 非刊行物の制作表示

非刊行物の制作表示は、エレメントである。

### #2.8.0 通則

#### #2.8.0.1 記録の範囲

非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、非刊行物の制作表示として記録する。

#### #2.8.0.2 サブエレメント

非刊行物の制作表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、非刊行物の制作日付は、コア・エレメントである。

- a) 非刊行物の制作地 (参照: #2.8.1 を見よ。)
- b) 非刊行物の並列制作地 (参照: #2.8.2 を見よ。)
- c) 非刊行物の制作者 (参照: #2.8.3 を見よ。)
- d) 非刊行物の並列制作者 (参照: #2.8.4 を見よ。)
- e) 非刊行物の制作日付 (参照: #2.8.5 を見よ。)

#### #2.8.0.3 情報源

非刊行物の制作表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。

#### #2.8.0.4 記録の方法

非刊行物の制作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従つて記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。

(参照: #2.41.8.2.1 を見よ。)

#### #2.8.0.5 複製

複製については、原資料の制作表示ではなく、複製自体の表示を制作表示として記録する。原資料の制作表示は、関連する体現形の制作表示として記録する。

(参照: #43.3 を見よ。)

#### #2.8.0.6 変化

##### #2.8.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、制作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。制作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.1 を見よ。)

複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、制作者の名称が変化したか、または制作者が他の制作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、

それを注記として記録する。制作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.1 を見よ。)

#### #2.8.0.6.1 複数巻単行資料、逐次刊行物　任意省略

制作地の変化や、制作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.1 任意省略を見よ。)

#### #2.8.0.6.2 更新資料

更新資料の制作地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の制作地を注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.2 を見よ。)

更新資料の制作者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の制作者の名称を注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.2 を見よ。)

#### #2.8.0.6.2 更新資料　任意省略

制作地の変化や、制作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.5.2 任意省略を見よ。)

#### #2.8.1 非刊行物の制作地

非刊行物の制作地は、非刊行物の制作表示のサブエレメントである。

##### #2.8.1.1 記録の範囲・情報源

###### #2.8.1.1.1 記録の範囲

非刊行物の制作地は、非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等と結びつく場所（市町村名等）である。

###### #2.8.1.1.2 情報源

非刊行物の制作地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 非刊行物の制作者と同一の情報源（参照: #2.8.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

###### #2.8.1.2 記録の方法

非刊行物の制作地は、#2.8.0.4 に従って記録する。

市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。

ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。

北海道

(情報源の表示: 北海道)

横浜市

(情報源の表示: 横浜市)

Osaka City

(情報源の表示: Osaka City)

東京

(情報源の表示: 東京都文京区)

武藏野市 (東京都)

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

田原本町 (奈良県磯城郡)

(情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町)

Hayama, Kanagawa

(情報源の表示: Hayama, Kanagawa)

西宁市 (青海省)

(情報源の表示: 青海省西宁市)

파주시 (경기도)

(情報源の表示: 경기도파주시)

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

### #2.8.1.2 記録の方法 任意省略 1

市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。

「日本」という国名は、原則として記録しない。

Osaka

(情報源の表示: Osaka City)

武藏野 (東京都)

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

### #2.8.1.2 記録の方法 任意省略 2

制作地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。

武藏野

(情報源の表示: 東京都武藏野市。任意省略 1 も適用した例)

#### #2.8.1.2 記録の方法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて非刊行物の制作地として記録する。

東京市本郷區曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.8.1.2 記録の方法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

美郷町 [秋田県]

美郷町 [島根県]

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.8.1.2 記録の方法 別法

非刊行物の制作地は、#2.8.0.4 に従って記録する。

\*市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それをあわせて、表示されているとおりに記録する\*。

北海道

(情報源の表示: 北海道)

横浜市

(情報源の表示: 横浜市)

Osaka City

(情報源の表示: Osaka City)

東京都文京区

(情報源の表示: 東京都文京区)

東京都武藏野市

(情報源の表示: 東京都武藏野市)

奈良県磯城郡田原本町

(情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町)

Hayama, Kanagawa

(情報源の表示: Hayama, Kanagawa)

青海省西宁市

(情報源の表示: 青海省西宁市)

경기도파주시

(情報源の表示: 경기도과주시)

Bangkok

Canberra, A.C.T.

La Habana

Edinburgh, Scotland

Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines

Northampton, MA, USA

前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。

V Praze

#### #2.8.1.2 記録の方法 別法 任意追加 1

識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて非刊行物の制作地として記録する。

東京市本郷区曙町三番地

255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario

#### #2.8.1.2 記録の方法 別法 任意追加 2

資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

[秋田県] 美郷町

[島根県] 美郷町

Cambridge [Massachusetts]

Cambridge [United Kingdom]

#### #2.8.1.2A 和古書・漢籍

和古書・漢籍については、資料自体に表示されている地名を記録する。当該の地名と同名の市町村名等が現代に存在する場合に、識別に必要なときは、その土地が所在する、制作時の都市名、国名を付加する。地名の別称が表示されている場合は、当時一般に用いられたものを付加する。

江戸

寺町 [京都]

(制作時の都市名を付加)

江府 [江戸]

(一般に用いられた都市名を付加)

#### #2.8.1.2A 和古書・漢籍 別法

\*和古書・漢籍については、非刊行物の制作地は記録しない。ただし、必要に応じて注記として記録する\*。

(参照: #2.41.8.2.3 を見よ。)

### #2.8.1.2.1 複数の制作地

複数の制作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

複数の制作者が存在して、それらが複数の制作地と結びついている場合は、それぞれの制作者と結びついた制作地を記録する。

(参照: #2.8.3.2.2 を見よ。)

### #2.8.1.2.1 複数の制作地 別法

複数の制作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。<sup>\*</sup>日本の制作地が含まれる場合は、これを優先して記録する<sup>\*</sup>。

複数の制作者が存在して、それらが複数の制作地と結びついている場合は、それぞれの制作者と結びついた制作地を記録する。

(参照: #2.8.3.2.2 を見よ。)

### #2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地

制作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその制作地を記録する。

### #2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地 別法 1

<sup>\*</sup>制作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する<sup>\*</sup>。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその制作地を記録する。

### #2.8.1.2.2 複数の言語・文字種による制作地 別法 2

<sup>\*</sup>制作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する<sup>\*</sup>。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその制作地を記録する。

### #2.8.1.2.3 資料自体に表示されていない制作地

制作地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）他の方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

#### a) 市町村名等が判明しているとき

判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

[名古屋市]

[名古屋]

[宮崎県美郷町]

[美郷町 (宮崎県)]

[London]

b) 市町村名等を推定したとき

制作地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する。

市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。

[八王子市?]

[八王子?]

[Paris?]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、制作地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。

[京都府精華町?]

[精華町? (京都府)]

[München?, Bayern]

上位の地方自治体名等および（または）国名をあわせて記録する場合に、制作地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および（または）国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこに入れて記録する場合は、丸がっここの外に疑問符を付加する。

[宮崎県美郷町?]

[美郷町 (宮崎県)?]

[Dublin, Ireland?]

c) 上位の地方自治体名等および（または）国名が判明しているとき

制作地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および（または）国名のみを記録する。

[大阪府]

[Australia]

d) 上位の地方自治体名等および（または）国名を推定したとき

上位の地方自治体名等および（または）国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。

[沖縄県?]

[Finland?]

e) 制作地が不明なとき

制作地が推定できない場合は、「制作地不明」、「書写地不明」、または「Place of production not identified」と記録する。

[制作地不明]

#### #2.8.1.2.4 架空のまたは誤った制作地

資料自体に表示された制作地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

#### #2.8.1.2.4 架空のまたは誤った制作地 別法

\*資料自体に表示された制作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

#### #2.8.1.3 変化

非刊行物の制作地の変化については、#2.8.0.6 に従って記録する。

#### #2.8.2 非刊行物の並列制作地

非刊行物の並列制作地は、非刊行物の制作表示のサブエレメントである。

##### #2.8.2.1 記録の範囲・情報源

###### #2.8.2.1.1 記録の範囲

非刊行物の並列制作地は、非刊行物の制作地として記録したものと異なる言語および（または）文字種による制作地である。

###### #2.8.2.1.2 情報源

非刊行物の並列制作地は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 非刊行物の制作地と同一の情報源（参照: #2.8.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

###### #2.8.2.2 記録の方法

非刊行物の並列制作地は、#2.8.0.4 に従って記録する。

複数の並列制作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.8.3 非刊行物の制作者

非刊行物の制作者は、非刊行物の制作表示のサブエレメントである。

##### #2.8.3.1 記録の範囲・情報源

###### #2.8.3.1.1 記録の範囲

非刊行物の制作者は、非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。

###### #2.8.3.1.2 情報源

非刊行物の制作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。）
- b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）

### #2.8.3.2 記録の方法

非刊行物の制作者は、#2.8.0.4 に従って記録する。  
(参照：制作者の関連については、#44.3.4 を見よ。)

### #2.8.3.2 記録の方法 任意省略 1

非刊行物の制作者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号（...）は記録しない。

### #2.8.3.2 記録の方法 任意省略 2

法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号（...）は記録しない。

#### #2.8.3.2.1 役割を示す語句

非刊行物の制作者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。

#### #2.8.3.2.1 役割を示す語句 任意追加

非刊行物の制作者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっここの使用など）で示す。

#### #2.8.3.2.1A 和古書・漢籍

書写資料の制作者は、「写」という用語を付加する。また、自筆であると判明した場合は、「自筆」という用語を付加する。

吉隆 [写]

藤原成元 [自筆]

#### #2.8.3.2.2 複数の制作者

複数の制作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者

制作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその制作者を記録する。

#### #2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者 別法 1

\*制作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその制作者を記録する。

#### #2.8.3.2.3 複数の言語・文字種による制作者 別法 2

\*制作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合に、日本語で表示されているものが含まれるときは、それを記録する\*。該当する表示がない場合は、情報源

に最初に現れた言語または文字種でその制作者を記録する。

#### #2.8.3.2.4 特定できない制作者

制作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「制作者不明」、「書写者不明」、または「producer not identified」と記録する。

[制作者不明]

#### #2.8.3.2.5 架空のまたは誤った制作者

資料自体に表示された制作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

#### #2.8.3.2.5 架空のまたは誤った制作者 別法

\*資料自体に表示された制作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

#### #2.8.3.3 変化

非刊行物の制作者の変化については、#2.8.0.6 に従って記録する。

#### #2.8.4 非刊行物の並列制作者

非刊行物の並列制作者は、非刊行物の制作表示のサブエレメントである。

##### #2.8.4.1 記録の範囲・情報源

###### #2.8.4.1.1 記録の範囲

非刊行物の並列制作者は、非刊行物の制作者として記録したものと異なる言語および（または）文字種による制作者の名称である。

###### #2.8.4.1.2 情報源

非刊行物の並列制作者は、次の優先順位で情報源を選定する。

- 非刊行物の制作者と同一の情報源（参照: #2.8.3.1.2 を見よ。）
- 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）
- 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）

###### #2.8.4.2 記録の方法

非刊行物の並列制作者は、#2.8.0.4 に従って記録する。

複数の並列制作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

#### #2.8.5 非刊行物の制作日付

非刊行物の制作日付は、非刊行物の制作表示のサブエレメントである。

非刊行物の制作日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表

示されている場合は、データ作成機関が優先する暦によるものが、コア・エレメントである。

#### #2.8.5.1 記録の範囲・情報源

##### #2.8.5.1.1 記録の範囲

非刊行物の制作日付は、非刊行物の書写、銘刻、作製、組立等と結びつく日付である。

##### #2.8.5.1.2 情報源

非刊行物の制作日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の制作日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。

#### #2.8.5.2 記録の方法

非刊行物の制作日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。

2015.9.1

(情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日)

1985.6.30

(情報源の表示: 昭和六十年六月三十日)

2000.5

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009.10.4

(情報源の表示: 2009 October 4)

1981.6

(情報源の表示: June 1981)

1832

(情報源の表示: MDCCCXXXII)

#### #2.8.5.2 記録の方法　任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008.5

(情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日)

2000

(情報源の表示: 平成 12.5)

2009

(情報源の表示: 2009 年 5 月)

### #2.8.5.2 記録の方法 別法

\*非刊行物の制作日付は、#2.8.0.4 に従って、情報源に表示されている日付を記録する\*。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。

平成 27 年 9 月 1 日

(情報源の表示：平成 27 年 9 月 1 日)

昭和 60 年 6 月 30 日

(情報源の表示：昭和六十年六月三十日)

平成元年 3 月 3 日

(情報源の表示：平成元年三月三日)

平成 12.5

(情報源の表示：平成 12.5)

2009 October 4

(情報源の表示：2009 October 4)

June 1981

(情報源の表示：June 1981)

1832

(情報源の表示：MDCCCXXXII)

\*情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する\*。

平成 12 年

2000 年

(情報源に和暦と西暦の双方で制作年が表示されている場合)

### #2.8.5.2 記録の方法 別法 任意省略

データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。

2008 年 5 月

(情報源の表示：2008 年 5 月 3 日)

平成 12

(情報源の表示：平成 12.5)

2009 年

(情報源の表示：2009 年 5 月)

### #2.8.5.2 記録の方法 別法 任意追加

情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付に対応する西暦の日付を附加し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。

平成 3 年 [1991]

民國 104 年 1 月 [2015]

### #2.8.5.2A 和古書・漢籍

資料自体に表示されている日付が、その制作日付として適切な場合は、表示されているとおりに記録する。西暦によって表示されていない場合は、西暦に置き換えた日付を付加する。

文政 2 [1819]

干支による表記は、相当する元号と年数によるその国の紀年に読み替えて記録する。干支による表記は、注記として記録する。読み替えできない場合は、推定の制作日付として扱う。

(参照: #2.41.8.2.3 を見よ。)

享保 10 [1725]

(情報源の表示は「享保乙巳」)

推定の制作日付を記録する場合は、元号と年数によるその国の紀年と西暦年をともに記録する。西暦年を付加する場合は、丸がっこに入れて記録する。

[正保 3 (1646)]

制作日付および序文、跋文等に表示された日付がないか、または表示されている情報が記録するのに適切でない場合は、およそその制作年代を推定して記録する。

[江戸初期]

[慶長年間]

書写資料の制作者を省いた場合は、書写資料の制作日付のあとに書写の表示があれば記録し、表示されていない場合は、[写]を付加する。

文政 12 [1829] [写]

書写資料の制作年が 2 年以上にわたる場合は、書写開始の年と終了の年をハイフンで結び包括的な記録とする。

文化 6-文政 9 [1809-1826]

### #2.8.5.2B 複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料

包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの制作日付を記録し、ハイフンを付加する。

2000-

制作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてこれらの制作日付を記録する。

1959-1961

-1999

(最初のイテレーションが入手不可)

更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。

1968-1973 [1974 更新]

1990-1995 [updated 1999]

(入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明)

全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に制作されている場合は、その年を記録する。

**1980**

初巻、初号、最初のイテレーションおよび（または）終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の制作日付を#1.10.10.5 に従って記録する。

[2010]-

(入手できた最も古い号の制作日付から推定)

**1985-[1999]**

(終号は入手不可だが、終号の制作日付の情報が判明)

**[1992-2001]**

(初号も終号も入手不可だが、初号と終号の制作日付の情報がそれぞれ判明)

制作日付が推定できない場合は、記録しない。

#### #2.8.5.2C 文書、コレクション

文書類またはコレクション全体が同一年内に制作されている場合は、その年またはその年月日を記録する。

単独の文書については、年月日まで記録する。

**1899.6.14**

**1899 June 14**

文書類またはコレクション全体の制作が複数年にわたる場合は、その期間を記録する。すなわち、制作された最初と最後の年、または記録活動がなされた最初と最後の年をハイフンで結んで記録する。

**1859-1896**

制作の日付が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、推定の日付を#1.10.10.5 に従って記録する。

[1867?]

推定の制作日付を記録することが適切でない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がっここの使用など）で、「制作日付不明」、「書写日付不明」、または「date of production not identified」と記録する。

#### #2.8.5.2C 文書、コレクション 任意追加

文書類またはコレクション全体の制作期間とそれらの多くの部分にかかる制作期間が明確に異なる場合は、全体にかかる制作期間を記録した後、「主に」または「bulk」に続けて多くの部分にかかる制作期間を記録する。

**1825-1945, 主に 1925-1945**

**1756-1791, bulk 1761-1788**

### #2.8.5.2.1 単巻資料の特定できない制作日付

単巻資料の制作日付を特定できない場合は、推定の制作日付を、#1.10.10.5 に従って記録する。

[1975]

[1975?]

[1970頃]

[1970年代]

[2000から2009の間]

制作日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で、「制作日付不明」、「書写日付不明」、または「date of production not identified」と記録する。

[制作日付不明]

### #2.8.5.2.2 架空のまたは誤った制作日付

資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

### #2.8.5.2.2 架空のまたは誤った制作日付 別法

\*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこ使用など）で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する\*。

(参照: #2.41.8.2.2 を見よ。)

## #2.9 著作権日付

著作権日付は、エレメントである。

### #2.9.1 記録の範囲・情報源

#### #2.9.1.1 記録の範囲

著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付には、原盤権日付（録音の権利保護と結びつく日付）も含まれる。

#### #2.9.1.2 情報源

著作権日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。

### #2.9.2 記録の方法

著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2 に従って記録する。

著作権日付の冒頭に「©」、「℗」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」、「p」に置き換えて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「copyright」、「phonogram copyright」を用いて記録する。

©1955

copyright 2000

c1955

©2014

phonogram copyright 2015

著作権日付が、情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。

文章、音楽、画像等のそれぞれに対する著作権日付が表示されている場合は、識別または選択のために重要なものをすべて記録する。

文章、音楽、画像等のいずれか一つに対して複数の著作権日付が表示されている場合は、最新の著作権日付のみを記録する。

#### #2.9.2 記録の方法 任意追加

記録しなかった著作権日付は、注記として記録する。

(参照: #2.41.9.2.1 を見よ。)

または関連する体現形の著作権日付として記録する。

(参照: #43.3 を見よ。)